セゾンカード規約及び本特約をよくお読みのうえ大切に保管して下さい。

ゴールドカードセゾンclub M特約

第1条(カード名称)

本カードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するものでゴールドカードセゾンclub Mと称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約を承認し、当社に本カードのご利用のお申込をされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

- (1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。
- (2)本カードについては、セゾンカード規約 ゴールドカードセゾンの特則の 適用はありません。

第4条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について 準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中 「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。